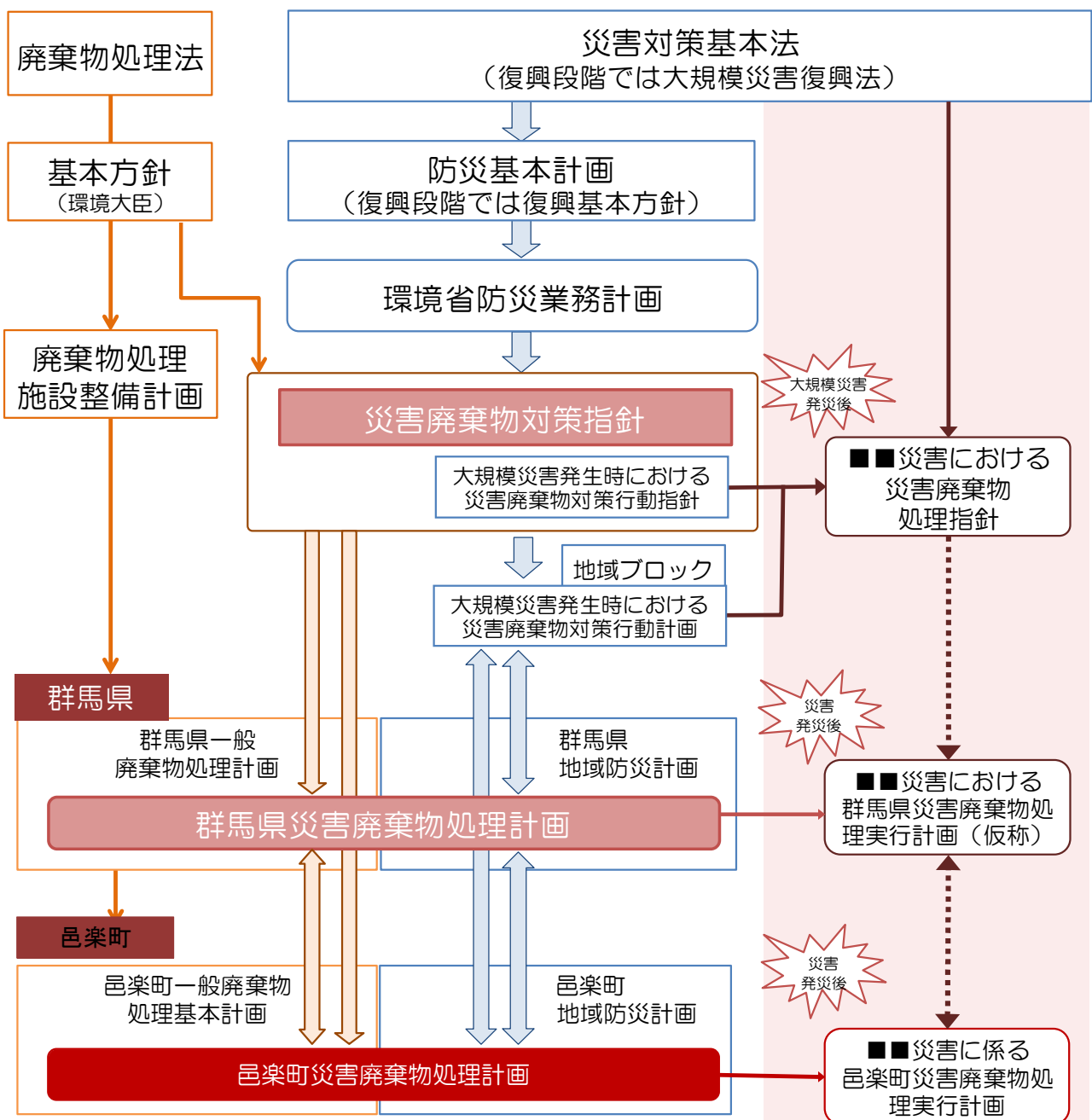


邑楽町災害廃棄物処理計画 概要版

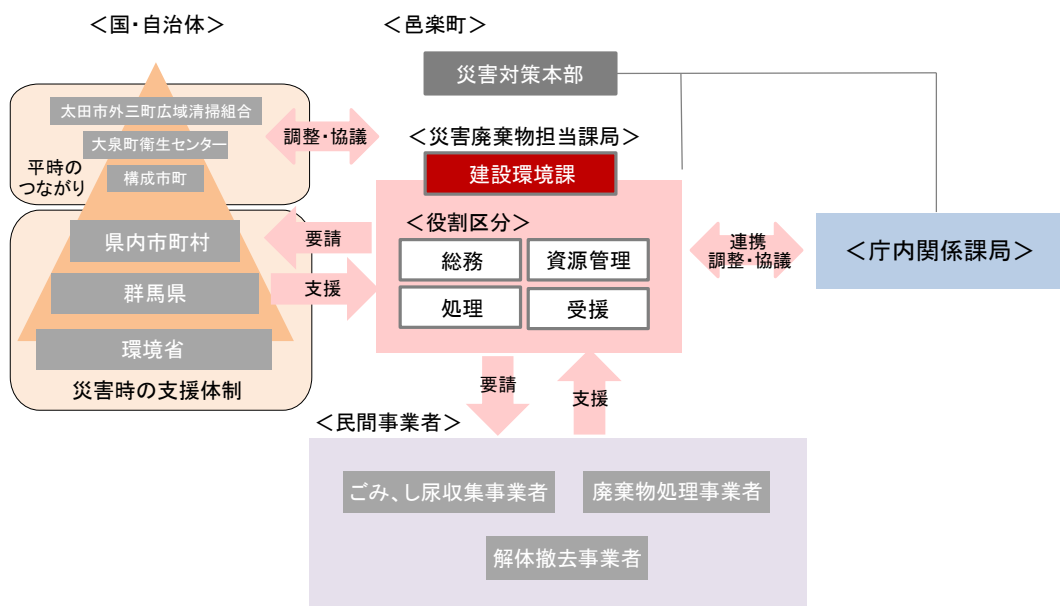
○第1章 総則

第1章では、計画策定の背景及び目的、計画の位置付け、災害廃棄物処理の基本方針や、災害廃棄物の処理対応の流れが記載されています。本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。



○第2章 組織体制・情報共有

第2章では、組織体制・情報共有について記載されています。災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各部、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応します。



○第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

第3章では、一般廃棄物処理施設の状況について記載されています。邑楽町では、可燃ごみを太田市のクリーンプラザ、不燃ごみ・粗大ごみを太田市のリサイクルプラザ、し尿は大泉町衛生センターで処理をしています。

○第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

第4章では、生活ごみ・避難所ごみの発生から処理について記載されています。災害時の避難所では、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や携帯トイレ、簡易トイレ等の平時とは異なるごみが発生します。災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のごみ置場の設置場所を確認し、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確立します。

○第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第5章では、仮設トイレ等・し尿の処理について記載されています。災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り、マンホール等）の利用が想定されます。また、トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なるので、災害対策本部を通じて各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認し、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立します。

○第6章 災害廃棄物の処理

第6章では、災害廃棄物の処理について記載されています。

①被災者等への周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼動状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行います。

②災害廃棄物等の発生量の推計

被害情報を把握して、災害廃棄物の発生量の推計をします。

③・④片付けごみの回収及び仮置場

発災後、迅速に仮置場を設置します。

⑤処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本町内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。また、処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定します。

○第7章 教育訓練

第7章では、教育訓練について記載されています。災害時に速やかに行動できるよう、教育・訓練を定期的 to 実施したり、国や県が実施する教育訓練に参加

加することで、災害対応力の向上を図ります。なお、教育訓練によって得られた課題は、本計画の見直しに活用します。

○第 8 章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

第 8 章では、災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理について記載されています。平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・市民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現します。